

# 第3章

## 計画の理念・目標と体系

### 本章の内容

本章では、第2章で整理した課題の解決に向けて、本市が目指す地域福祉の方向性を整理しています。

そして、それらの方向性を踏まえて、本計画の基本理念と基本目標を設定し、計画の体系をまとめています。

#### 1 札幌市が目指す地域福祉の方向性



#### 2 基本理念



#### 3 基本目標



#### 4 計画の体系

# 1 札幌市が目指す地域福祉の方向性

第2章における現状分析から洗い出された各課題を踏まえ、本市が目指すべき地域福祉の方向性を以下の通り定めます。

## (1) 地域共生社会の実現について

本市ではこれまでの地域福祉社会計画の基本理念である「みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」をもとに地域福祉に関する様々な施策を展開してきました。

そのような中、社会福祉法において、地域福祉の推進とは地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会（地域共生社会）の実現を目指すものという考え方が明確化されたところです。

本市においては福祉のまち推進センター等を中心とした「住民に身近な圏域」での体制整備や、行政や関係機関等の「市区圏域」での体制整備によって包括的な支援体制を構築する取組を推進することで、これまでも地域共生社会の実現を目指してきました。

今後も国の方針や本市の取組を踏まえて、地域住民が課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるため、包括的・重層的な支援体制の整備を進めていきます。

## (2) 住民に身近な圏域での体制整備について

本市では、区役所・まちづくりセンターや専門機関による相談や支援のほか、市区社会福祉協議会の支援のもとに福祉のまち推進センターなどによる見守り活動や活動拠点での来所・電話相談、日常生活支援活動を推進してきました。

また、市区社会福祉協議会では、福祉のまち推進センターの調整機能の強化に向けて、地域福祉課題の解決調整の中核を担う活動者の養成に向けた取組を進めてきました。

本市では、これまで地域で育まれてきた福祉のまち推進センター、町内会、民生委員児童委員協議会<sup>9</sup>など住民主体の組織を中心とした地域づくりを目指し、新型コロナウイルス感染症により停滞してしまった地域福祉活動のリスタート及び持続可能な地域福祉活動に向けた支援を行っていきます。



9 【民生委員児童委員協議会（民児協）】 民生委員・児童委員により構成される組織。本市では、市、区、地区のレベルで設置されている。個々の委員活動を支える役割を果たすとともに、課題別の部会を設置するなどにより組織的な活動も行われる。

### (3) 市区圏域での体制整備について

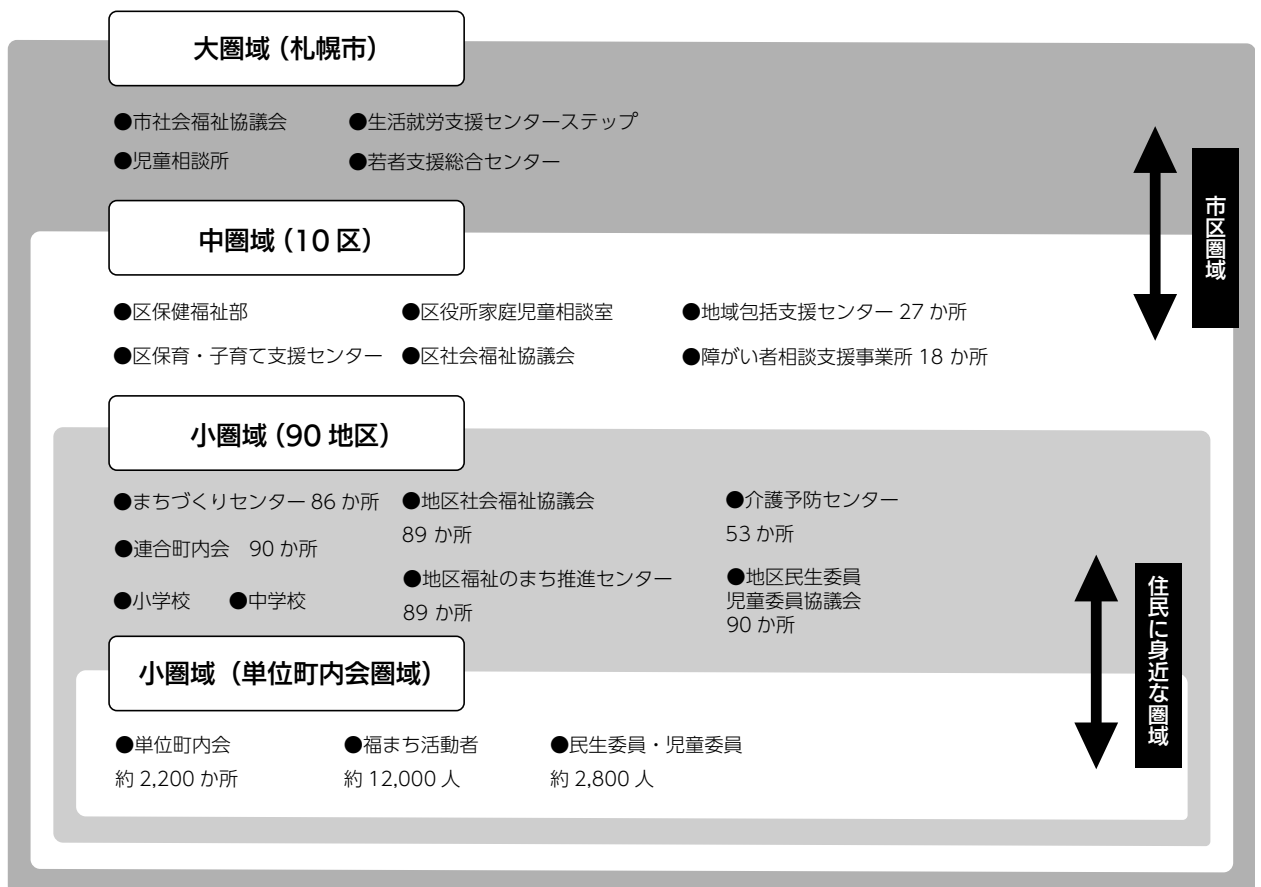
本市では高齢者、障がいのある方、子ども、医療などの分野ごとに、支援体制の整備や各種関係機関とのネットワークづくりを進めてきました。

一方で、地域における福祉のニーズは多様化・複雑化しています。

地域での解決が困難な複合化・複雑化した課題や制度の狭間にある課題等に対応するためには、適切な支援機関につなげるとともに、地域住民や関係機関、事業者等、地域の多様な主体が連携・協働して支援ができる仕組みの整備が必要となります。

本市では、地域の抱える課題について、相談支援機関等の関係機関の連携に加え、福祉のまち推進センターや民生委員児童委員協議会、町内会などの住民主体の組織等との連携を図ることで、地域における福祉ニーズが埋もれることなく、必要とされる支援が包括的・重層的に行われるような体制を目指していきます。

#### 札幌市の圏域イメージ



## 2 基本理念

第4期札幌市地域福祉社会計画では、「みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」という基本理念のもと計画事業を実施し、地域福祉を推進してきました。

これからも本市の地域福祉をより一層推進するとともに、第2章で取り上げた本市の地域福祉を取り巻く課題や国の動向を踏まえ、この計画の基本理念を次のように定めます。

なお、基本理念については、これまでの「みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」という考え方を引き継ぎながら、本市の目指す「地域共生社会」の姿をよりイメージしやすい表現へと見直しました。

**互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、  
みんなで創る安心して暮らし続けられるまち**

様々な暮らしにくさや困りごとを抱える方が地域で安心して生活するためには、在宅生活を支える福祉サービスの充実だけでなく、地域の住民や、関係機関、事業者などが行う見守り活動やサロン活動といった支え合いを通じて、孤立を防ぎ、必要な支援につなげることが重要になります。

そして支える側・支えられる側に分かれることなく、それぞれが可能な範囲で役割を持って地域社会に参加するため、お互いに関心をもってつながり、支え合う「共生社会」の実現を目指していきます。

## 3 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

### 基本目標Ⅰ

#### 地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します

孤立を防ぎ、暮らしにくさや困りごとを抱える方が地域で安心して生活できるよう、地域の住民や、関係機関、事業者などによる地域福祉活動の推進に向けた支援を行います。

また、地域の防災活動など安全安心で暮らしやすい環境づくりを進めます。

### 基本目標Ⅱ

#### 地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます

地域生活における福祉的な課題への対応や成年後見制度の利用促進のため、行政・専門機関などによる相談・支援体制を整備していきます。

### 基本目標Ⅲ

#### 様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します

地域の福祉活動を推進し、地域の様々な福祉的課題に対応していくため、地域住民や、関係機関、事業者、行政などが連携して取り組んでいきます。

## 4 計画の体系

本計画で設定する基本目標を達成するため、7つの施策を展開していきます。7つの施策に対応する主な取組については、第4章に掲載しています。

基本理念	基本目標	施策
互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、みんなが創る安心して暮らし続けられるまち	Ⅰ 地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します	1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援
		2 住民等による地域福祉活動の推進
		3 支え合いながら地域で生活するための環境整備
	Ⅱ 地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます	4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実
		5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進
		6 生活困窮者への支援体制の充実
	Ⅲ 様々な地域の困りごとにみんなが連携して対応します	7 地域福祉推進のための連携の取組

